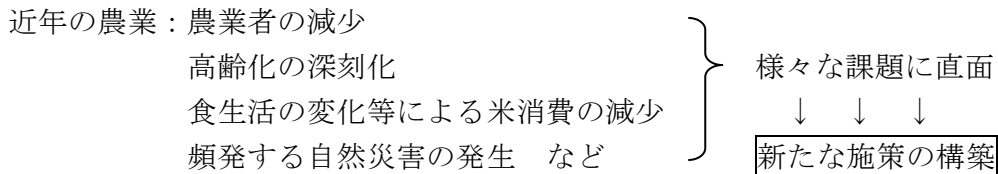


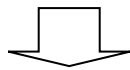
守山市地域農業振興計画（マスタープラン）【原案】の概要について

第1章 守山市地域農業振興計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨



国：新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定（令和2年3月31日）
 滋賀県：次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定（令和3年10月策定予定）
 滋賀県：「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の制定（令和3年4月制定予定）



本市：「守山市地域農業振興計画（マスタープラン）」（以下、「マスタープラン」という。）
 が令和2年度に目標年度を迎えるため、令和7年度を目標年度とする、新たなマスタープランの策定を行う。（策定にあたり、守山市地域農政推進協議会を設置）

2 計画の位置付け

第5次守山市総合計画（後期基本計画）を上位計画とする本市農業の基本計画とし、本市の農業振興の指針となるだけでなく、市、JA、農家（生産者）、消費者等の各主体がそれぞれの役割に応じて、主体的に取り組むを進めるうえで共通の指針と位置づけるもの。

3 計画期間

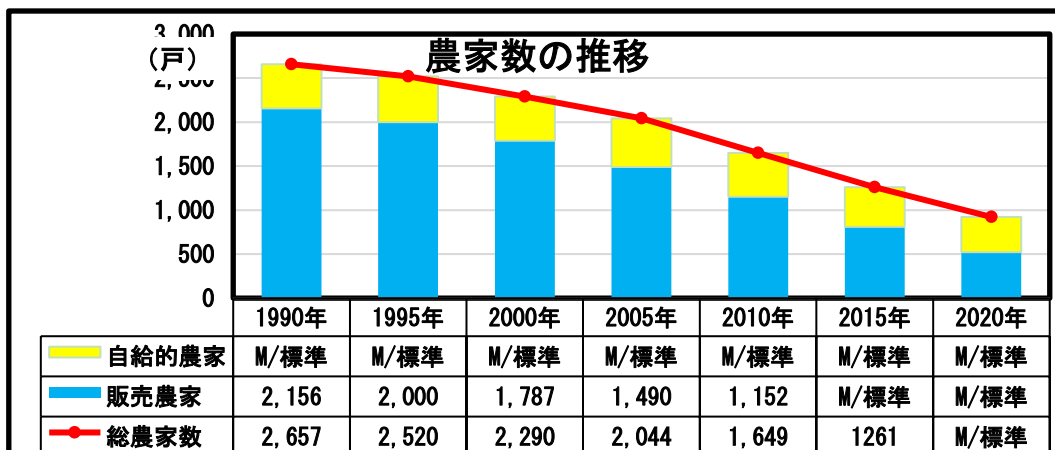
令和3年度から令和7年度までの5年間

4 基本理念

「わ」でつなぐ 守山市の「食と農」
 ～守山市の農産物と活力のある農業を次の世代につなぐために～

第2章 本市の情勢と課題

第1節 本市の情勢



2020年の数値は「概数値」です。

第2節 農業の課題

- ・ 農業者の高齢化、後継者不足等による担い手の育成・確保
- ・ 中小規模農家の持続化—営農意欲のある中小規模農家への農業施策の研究が必要
- ・ 新規就農者の育成・確保—経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保が必要
- ・ 耕作放棄地の解消—増加傾向にある耕作放棄地の発生防止・解消に向けた施策が必要
- ・ 更なる農地の集積と農地の分散解消に向けた集約化
- ・ 農業生産基盤の老朽化への対応
- ・ 産地(ブランド)の形成—「モリヤマメロン」やもりやまフルーツランドにおける「ナシ」、「ブドウ」等の生産農家の後継者不足等に向けた新規就農者等の確保による産地形成が必要
- ・ 消費者ニーズに応える地域特性を活かした農産物の生産
- ・ 地産地消の推進—令和3年9月からの中学校給食開始に向けた市内農産物の生産拡大が必要
- ・ 更なる環境に優しい農業の推進(農業濁水防止等)
- ・ 自然災害への対応(台風・ゲリラ豪雨等)—被害を最小限に留めるための減災対策が必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応—農業経営の継続に向けた支援策が必要

第3章 農業の将来像

第1節 本市農業の目指すべき姿

多様な担い手を確保する中、農地の保全、集積・集約化を図り、地域資源を活用した農産物のブランド化および地産地消を推進するとともに、大規模消費地である都市(京阪神)近郊の利点を活かした農産物の供給を行うなど、農業が魅力ある産業となることを目指す。

第2節 基本方針(農業振興の柱)

本市農業の課題解決に向け取り組むとともに、本市農業の目指すべき姿を達成するため、次の7つを農業振興の柱とし、農業施策を展開していきます。

- ①多様な担い手の育成・確保
- ②農業を軸とした地域の活性化
- ③農用地の保全、集積および集約
- ④農業生産基盤の保全・長寿命化対策
- ⑤地域特性を活かした農産物の生産
- ⑥環境に配慮した農業の推進
- ⑦自然災害等への対応

第3節 基本方針と成果目標

【基本方針①～⑥に対する成果目標】 ※太字＝今期計画からの新目標

基本方針	指 標	現況 (令和元年度末)	目標 (令和7年度)
①	新規就農者数 (直近、5年間)	6人	9人
	認定農業者数	86件	105件
	内、女性認定農業者数	6件	9件
	農業法人数	19法人	25法人
②	市民農園の開設数	13農園	16農園

③	農業振興地域農用地面積	1,726ha	1,726ha
	担い手の農用地利用集積面積	1,392ha	1,544ha
	人・農地プランの更新数	0プラン	10プラン
④	事業管理計画の策定数	—	5組織
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む集落数	21集落	22集落
⑤	市内農産物などを意識して購入される人の割合	32.9%	45%
⑥	環境こだわり農産物栽培認証面積	290.3ha	310.0ha

第4節 効率かつ安定的な農業経営の基本指標

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（H26.9月策定）に基づく基本指標

第5節 施策の体系

「基本方針（農業振興の7つの柱）」に対する「施策」を図に表したもの

第4章 基本方針と施策の展開

基本方針1 多様な担い手の育成・確保

(1) 担い手の育成（農業経営安定）

- ・国の補助制度等を活用する中、高効率化や省力化を図る構造改善に必要な整備を支援
- ・認定新規就農者の計画期間終了時における認定農業者への認定に係る支援
- ・個人経営や集落営農組織の法人化の促進
- ・女性農業者の地域農業への参加の推進、「家族経営協定」の締結の促進
- ・担い手の農業経営を支援するため、情報のネットワーク化、情報交換できる場の創出や担い手のバックアップ体制の整備
- ・担い手の経営継承に係る支援

(2) 労働力（人材）の確保

- ・就農フェアの参加や県内研修先企業・農業大学校に対するPR活動による、新規就農者の積極的な確保
- ・農業法人や認定農業者の経営安定のための雇用に係る支援
- ・障害のある人等の農業分野での新たな活動の場や生きがいが創出され、農業経営の発展にも期待できる「農福連携」の推進
- ・中小規模農家の農業継続支援
- ・国や県のスマート農業技術の実証結果を踏まえた、スマート農業の普及・促進

基本方針2 農業を軸とした地域の活性化

(1) 交流の促進

- ・農作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めてもらう市民農園開設の促進
- ・様々なイベント（農業体験等）への参加促進、ゆりかご水田事業など交流の場づくり

- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組みによる集落の活性化の推進

(2) 農業と他産業との連携

- ・農業資源を活用して食品産業などの他産業と連携し、地域産業全体の活性化につなげていく

(3) 関係人口の創出

- ・本市農業に関心や関わりを持った方が、地域活動への参画や援農・就農等につなげていくための仕組みづくりの検討
- ・都市計画法のよる制度を活用して、農村定住者の確保につながるよう取り組む
- ・地域農業を牽引するリーダーの育成・確保

基本方針3 農用地の保全、集積および集約

(1) 優良農地の保全と耕作放棄地の解消

- ・農業振興地域整備計画に基づく農地の保全
- ・旧野洲川畑地帯(南流工区・北流工区・湖岸工区)の耕作放棄地の解消に向けた支援
- ・人・農地プランや農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地を意欲ある農家、認定農業者および農業法人などに集積
- ・地域の需要に応じた市街化区域農地(都市農地)の保全活用

(2) 担い手への農地集積・集約化

- ・農地中間管理事業を活用し、更なる農地の集積・集約化の推進
- ・将来の地域農業を地域で話し合う「人・農地プランの実質化」を促進

基本方針4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

- ・土地改良施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、農業の生産基盤の長寿命化を図る
- ・世代つなぐ農村まるごと保全向上対策の取組みによる農道や水路の簡易補修等への支援
- ・守山市農業生産基盤整備事業により農業組合や土地改良区が行う農業生産基盤施設の計画的な改良等について、より効果的な事業実施への更なる支援

基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産

(1) 産地（ブランド）の形成

- ・モリヤマメロンの安定的な生産量の確保および生産拡大を図るため、JAと連携し、就農フェアの参加や農業大学校などへのPR活動の実施
- ・既存のモリヤマメロン生産者の安定的な生産継続への支援
- ・「果樹産地構造改革計画」に基づく、もりやまフルーツランドの産地としての発展
- ・もりやま食のまちづくりプロジェクトにおいて選定された11品目「もりやまブランド」の普及促進
- ・生産性の高い水稻・野菜・花き・果樹等の栽培、新たな販路拡大

(2) 高付加価値農産物の生産等

- ・環境こだわり農産物認証制度を活用した付加価値化の推進

- ・有機農業（オーガニック）や減農薬・減化学肥料栽培の普及
- ・GAP（農業生産工程管理）に基づく、より安心した農産物の生産の推進
- ・6次産業化による経営の多角化や所得増大への取組み支援

(3) 地産地消の推進

- ・「おうみんち」等の直売所等への出荷拡大
- ・市内農産物のPR等により、市内農産物を意識して購入される方の増大
- ・中学校給食の開始に伴う、更なる守山産農産物の導入
- ・学校給食や農業体験学習を通じた子どもたちへの食育（食農教育）の推進
- ・「もりやま食のまちづくりプロジェクト」の各種事業展開の推進

基本方針6 環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進

- ・農薬や化学肥料等を削減する環境こだわり農産物の作付面積拡大の推進
- ・浅水代かきの実践や水田ハローの導入、止水板の適正管理による農業濁水の削減
- ・水質保全施設の適切な管理による汚濁対策の取組み
- ・農業用廃ビニールの適正処理に向けた、有効な処理方法の研究
- ・稲わらや麦わら等の無秩序な野焼きの防止、土に還元（鋤きこみ）による資源の有効活用

基本方針7 自然災害等への対応

(1) 自然災害等への対応

- ・気候変動の影響を受けにくい品種の導入や栽培技術等の情報収集および推進
- ・農業用ハウスの補強や保守管理等の減災対策の推進
- ・自然災害や価格下落等の農業経営のリスクに対応した、収入保険の普及促進

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応

- ・国や県の各種支援制度の周知
- ・経営継続に向けた支援策の構築

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進

J Aや滋賀県等の関係機関と情報共有を行い、活力ある地域農業の形成に向けた一体的、総合的な施策の展開を図る。

さらに、8 J Aの合併により誕生する「レーク滋賀農業協同組合」の強みと営農部門の拠点が本市に置かれること等を踏まえ、営農指導等の強化や営農施策に係る各種事業の更なる展開に向けて、より一層の連携を図り、本市の農業振興・発展に努める。

用語解説—計画中の専門用語について、誰もが分かるように用語解説の欄を設けた。

○守山市地域農政推進協議会の設置

農業委員2名、J A推薦1名、共済推薦1名、学区代表農業組合長5名、
土地改良区推薦4名、認定農業者2名 計15名

○検討経過

- 令和2年3月17日 委員会協議会にマスタープランの見直しについて説明
- 6月30日 第1回地域農政推進協議会にて、現計画の説明・意見交換
- 8月17日 第2回地域農政推進協議会にて、数値目標の検証・骨子案の説明等
- 9月23日 委員会協議会に骨子案の説明
- 11月16日 第3回地域農政推進協議会にて、原案の説明
- 12月15日 委員会協議会に原案の説明
- 令和3年1月8日 農業委員会に原案の説明
- 1月15日 パブリックコメントの実施
- 1月27日 関係団体に原案の説明
- 2月15日 第4回地域農政推進協議会にて、パブリックコメントの結果報告、最終案協議
- 3月23日 委員会協議会にパブリックコメントの結果報告、最終案報告
- 3月30日 パブリックコメントの結果公表、計画公表